

測量・調査・設計業務成績評定要領を一部改正し、令和7年9月1日から施行します。

※今回の改正は、同要領のうち、別記2の採点基準（建築）及び採点表（建築）の形式的な改正であり、採点基準の改正はありません。

※また、別記1の採点基準（土木）及び採点表には改正はありません。

※同要領本文は、末尾の改正附則追加のみです。

1. 改定箇所

測量・調査・設計業務成績評定要領 「別記2 設計業務等採点基準（建築）及び設計業務等成績採点表（建築）」における下記の箇所

- 1) 設計業務等採点基準（建築）内の「表－2 発注方法による配点比率例」
- 2) 設計業務等成績採点表（建築）
- 3) 採点表（加減点分のみ）
- 4) 採点表①班長（又は課長）用
- 5) 採点表②監督員用（各分野）
- 6) 採点表③検査員用（各分野）

2. 改正内容

- 1) 「表－2」について、表形状を見やすくなるよう変更するとともに、配点比率の例示を追加する。
- 2) 「設計業務等成績採点表（建築）」及び「採点表（加減点分のみ）」について、公共工事進行管理システムから出力される様式と文言等の整合を図る。
- 3) 採点表①、②及び③について、すべての評価細目に通し番号を追加する。
- 4) 採点表②及び③について、分野毎の採点表（監督員7分野、検査員7分野）になっていたものを、建築、電気、機械の各分野で一つに統合した採点表に変更する。